

生徒心得

1 基本的な心得

- (1) 万場高等学校生徒として高い理想と誇りを常にもって真理の追究に励み、個性を確立して教養のある民主的な人格の形成につとめる。
- (2) 健全な身体と健全な精神の育成につとめ、高校生として望ましい生活習慣を身につける。
- (3) 職業に対して正しい理解をもち個性、能力、環境を考慮して将来の進路を決定し、これを実現し得る実力を養成する。

2 学校生活について

〈登下校・授業〉

- (1) 始業5分前には登校し教室に到着する。
- (2) 授業中は教師の指示に従い、真剣な態度で授業に臨む。
- (3) 休み時間は効率的に行動し、チャイムと同時に授業が始められるよう心がける。
- (4) 始業後の外出は禁止する。
- (5) 下校時は必要以外寄り道等しないで帰宅する。
- (6) 教科書等は必ず持ち帰り、計画的な学習習慣を身につける。

〈欠席・遅刻・早退・忌引〉

- (1) やむを得ず遅刻・欠席する場合は必ず保護者が担任へ連絡する。早退する場合も事前にわかっていれば同様とする。
- (2) 遅刻した場合は別途定める遅刻届を提出し、許可を得てから入室する。
- (3) 早退の場合は別途定める早退届を提出し、許可を得てから帰宅する。
- (4) 忌引の場合は別途定める忌引届を提出する。

〈その他〉

- (1) 身分証明書は常に携帯する。紛失した場合は直ちに再交付を申し出る。
- (2) 保護者からの電話による生徒の呼出は、緊急を要するもの以外取り次がない。

3 生活全般について

〈行動・礼儀・交友〉

- (1) 常に万場高校生としての自覚と誇りを持ち、良識を持った節度ある生活を送る。
- (2) あいさつを常に心がけ、円滑な人間関係を築くよう心がける。
- (3) 友人との交際はお互いの人格を尊重し、誠実な思いやりの心で接することを心がける。
- (4) 男女交際は高校生としての自覚を持ち、立場をふまえ、常に明るく清潔な気持ちで行動する。

〈所持品〉

- (1) 所持品には名前を記入し各自で管理し、盗難の未然防止に努める。
- (2) 貴重品は学校に持ち込まない。やむを得ない場合には貴重品ロッカーに入れる。
- (3) 所持品を紛失または拾得したときには、すみやかに係り職員に届け出る。
- (4) ゲーム機など、授業に必要なものはないものは、原則学校に持ち込まない。
- (5) 音楽機器は校内での使用は禁止とする。

(6) ガムは校内への持ち込みを禁止とする。

〈携帯電話〉

(1) 登下校時の安全確保や緊急時の連絡手段になりうることに配慮して、校内への携帯電話の持ち込みを認める。持ち込みにあたり以下の規定を定める。

①校内に持ち込むことはできるが、校内での使用はできない。

※放課後に部活動等何らかの理由で残っている場合も、校内、校外を問わず原則使用はできない。ただし、必要な場合は担任や顧問等の許可を得ること。

②校地内に入る前に電源を切り、貴重品ロッカーに入れる。

③スクールバス内での通話はしない。

(2) 学校以外での携帯電話の利用について

①公共マナーを守り、他人に不快感を与えない利用に心がける。

②インターネットの利用についてはフィルタリングを活用し、有害なサイトには近づかない。

③掲示板やブログ、SNS などにおいて、いたずらや他人を傷つけるような書き込みは絶対に行わない。

④携帯電話に依存することなく、過度な利用は控える。

※携帯電話やゲーム機などの所持品について上記規定を守れない場合には学校で預かり指導をする。違反を繰り返す場合には段階的に「家庭連絡と誓約書」や「持ち込み禁止」の措置をとる。

〈家庭生活〉

(1) 休日や長期休業中の家庭生活においても、本校生徒としての自覚と誇りを持って生活する。

(2) 私服であっても端正な服装を心がけ、高校生らしい品位を保つよう心がける。

(3) 家事を手伝うよう心がけ、家庭内での役割を担う。

(4) 飲酒・喫煙・薬物乱用等の触法行為は絶対に行わない。

(5) 好ましくない遊技場等への出入りは絶対にしない。

(6) 外出の際は家族に行き先を伝える。また 22 時以降の外出はしない。

(7) 無断外泊はしない。

(8) チーム・暴走族等の非行集団に加入したり、集会に参加したりしない。

〈アルバイト〉

(1) 高校生の本分は学業であり、日々の生活の中心は学校生活（授業、部活動、生徒会活動等）でなければならない。したがって、アルバイトは、次のような理由がある場合とする。

①授業料やスクールバス利用代金に充填する。

②諸会費や部活動に係る経費に充填する。

③進学に向けての準備等、家庭の経済的なサポート。

(2) 必要があつてアルバイトを行うものは、校長にアルバイト届を提出すること。

(3) アルバイトを行うものは、以下の校内規定を遵守すること。

①保護者がその責任を負い、学校は指導を行う。

②関係法規（労働基準法、群馬県青少年健全育成条例等）に則る。

③学校生活に支障を来さないこと。

④職場・事業所等から雇用契約書を貰うこと。

(4) 上記規定を守るために、以下の細則に従うこと。

- ①群馬県青少年健全育成条例に従い、22時までに帰宅することができる職種・環境に限る。
- ②酒類を客に直接提供する飲食店等でのアルバイトは禁止する。
- ③毒劇薬や有害な物質、爆発物や危険物を扱う業種でのアルバイトは禁止する。
- ④1年生については学校生活に一日も早く適応するために、1学期間はアルバイトを禁止する。
- ⑤定期考査1週間前から考査期間中のアルバイトは禁止する。
- ⑥原則として、特別な事情がある場合を除き、成績不振科目のあるものについてはアルバイトを禁止する。
- ⑦上記規約を守れなかったものについては別途指導を行う。

〈その他〉

- (1) 部活動に積極的に参加し、自己の心身の鍛練に努める。
- (2) 友人同士での金銭の貸借は絶対にしない。
- (3) 次に上げる事態が発生、あるいは巻き込まれたときにはすみやかに担任又は学校に連絡する。
 - ①交通事故にあったとき
 - ②補導・逮捕されたとき
 - ③暴力や恐喝をされたとき
 - ④いじめを受けたり、見たりしたとき
 - ⑤その他、緊急事態が発生したとき

4 施設・設備・備品等について

〈校舎・教室・部室等の利用〉

- (1) 平常授業日は7:30 解錠し、16:50 退出する。休日や長期休業中は8:30 解錠し、16:00 退出する。
- (2) 12月29日から1月3日までの年末年始期間は学校閉鎖とし、校地の利用は一切できない。
- (3) 体育館およびトレーニングセンターの使用については、授業担当教員あるいは部活動顧問の許可を得て使用する。
- (4) 部室は部活動の目的以外では使用できない。また、部活動中であっても事故・盗難防止の観点から安全管理、貴重品管理を怠らず、施錠をし、管理を徹底する。

〈施設・設備・備品等の使用〉

- (1) 学校の施設・設備・備品等は公共物であることを十分理解し大切に扱う。
- (2) 使用する際には必ず職員に申し出て許可を得る。また使用後は原状復帰する。
- (3) 万が一破損・汚損・紛失等してしまったときは直ちに担当職員に連絡する。なお、事情によっては全部または一部を弁償させることもある。

〈校内の美化〉

- (1) 校内の美化に努め、常に快適な環境で学習できるよう心がける。
- (2) ゴミの分別をきちんと行う。
- (3) 清掃当番は清掃終了後、担当職員に報告し点検を受ける。
- (4) 掲示物等は事前に生徒指導主事に申し出て、その許可と指示を受ける。

〈安全管理〉

- (1) 下校の際には使用した教室または廊下等の施錠を確認する。
- (2) ストープ等の使用に際しては別に定める使用規定に従い、火気に充分注意する。
- (3) 破損箇所等を発見したときはすみやかに担当職員に申し出る。

5 交通安全について

- (1) いかなる時でも交通安全を心がけ、交通法規・マナーを遵守し、自他の生命を尊重する。
- (2) 自転車通学を希望するものは別途定める届により許可を得て、ステッカーを自転車に貼付して利用する（スクールバス利用者はこの限りではない）。
- (3) 自転車通学をするものは、駐輪をする際に、その土地の所有者に年度毎に許可を得て利用する。
- (4) 四輪免許取得について
 - ① 3年生であり進路が決定していること。
 - ② 成績不振科目がないこと。
 - ③ 性行不良でないもの。
 - ④ その他特別な事情のある場合。

※教習開始時期などの細則は、3年次の保護者説明会で示すこととし、年度ごとの規則をしっかりと守る。

6 服装・頭髪規定について

万場高校生としての品位を保つことと、社会に巣立っていくための基礎力を身につけるために、以下の規定を定める。なお、所定の服装がやむを得ない理由で着用できないときには、別に定める異装届を担任に提出し許可を得ることとする（事情により体育着で授業を受けることを認める場合もある）。頭髪についても、地毛が茶色い等の場合は、入学時に申し出ること。

1 Aタイプ・Bタイプ共通

- (1) 制服は本校所定のものを着用し、校章および学年章を所定の位置に付ける。なお、制服の改造は一切してはならない。
- (2) 登下校の際は休日も含めて制服を着用する。
- (3) 寒い場合、学校指定のセーター類を着用すること。
- (4) 寒い場合、登下校時においてコートやジャケットを着る。また、**Aタイプに限り**、指定の体育着であれば、Yシャツの上に着てもよい。**ただし、その上に必ず上着を着用すること。**（フード付のパーカー類、市販のジャージ類は着用禁止）
- (5) 頭髪は高校生らしい端正な髪型とし、変形・染色・脱色はしない。整髪料は最小限とし、故意に変形させない。眉毛の変形や化粧はしない。カラーコンタクトや付け毛（エクステ）は使用禁止。

【Aタイプ】

- ・前髪＝目にかからない長さ
- ・横髪＝耳にかかってもよいが、耳の穴が見える高さを基準ラインとし、それを越えない長さ
- ・もみ上げ＝耳たぶから出ない長さ
- ・後ろ髪＝制服の襟にかかってもよいが、襟下ラインを越えない長さ

【Bタイプ】

・前髪＝目にかからない長さ

※前髪は、生え際が左右の目尻までの範囲とする。

※指導の際は、髪を真下に下ろした状態で確認する。

(6) 通学靴は黒・茶の革靴か華美でない運動靴とし、ブーツやサンダルは認めない。校内では所定の上履き（サンダル）を履き、体育館では所定の体育館シューズを使用する。

(7) アクセサリー類は身につけない。ただし、ヘアピンやヘアゴムは華美でない黒、紺、こげ茶は認める。守れない場合には、学校で預かり指導を行う。

(8) 靴下は白・黒・紺とし、正装時には黒または紺を着用する。模様や柄・刺繍などはワンポイントまでとする。

(9) 夏季には学校所定のポロシャツを「制服に準ずる服装」とすることができる。

2 Aタイプ

(1) 制服着用時には学校所定のワイシャツを必ず着用する。ただし、夏季のポロシャツ着用時には、ワイシャツを着用しない。

(2) ベルトについては黒・茶とし、華美でなく安全なものを使用する。

(3) **正装時**の靴下はふくらはぎまでの長さの紳士ソックスとする。

3 Bタイプ

(1) スカート丈はひざ頭が見える程度とし、改造や巻き上げをしない。

(2) **スカート着用時**の靴下はハイソックスとする。

(3) 防寒を目的としたタイツの使用は認めるが、色は黒のみとする。

(4) スカートの下に体育着やスウェットなどを着用しない。

(5) リボンは第1ボタンを留め、その位置で着けること。ただし、夏季においては着けなくても良い。正装時は着用すること。

〈夏季：6月～9月の服装について〉

※移行期間 **6月1日の前後一週間**

【Aタイプ】

		上着	ズボン	Yシャツ長袖	Yシャツ半袖	ポロシャツ	ソックス	セーター類	ベスト
夏季	正装	×	◎	◎		×	◎	△	
	通常	△	◎	◎			◎	△	

【Bタイプ】

		上着	スカート	スラックス	ブラウス長袖	ブラウス半袖	ポロシャツ	ソックス	セーター類	ベスト	リボン
夏季	正装	×	◎		◎		×	◎	◎		◎
	通常	△	◎		◎			◎	◎		△

◎：必ず着用 △：着用自由 ×：着用禁止

※ポロシャツ着用時はセーター類、ベストは着用しない（A・B共通）。

〈冬季：10月～5月の服装について〉

※上着を着用しない場合でも、上着は必ず持参すること（A・B共通）。

※移行期間 **10月1日の前後一週間**

【Aタイプ】

		上着	ズボン	Yシャツ長袖	Yシャツ半袖	ポロシャツ	ソックス	セーター類	ベスト
冬季	正装	◎	◎	◎	×	×	◎	△	
	通常	△	◎	◎	×	×	◎	△	

【Bタイプ】

		上着	スカート	スラックス	ブラウス 長袖	ブラウス 半袖	ポロ シャツ	ソックス	セーター類	ベスト	リボン
冬季	正装	◎	◎		◎	×	×	◎	◎		◎
	通常	△	◎		◎	×	×	◎	◎		◎

◎：必ず着用 △：着用自由 ×：着用禁止

スクールバス利用規定

(会 員)

1. スクールバス乗車希望者は、「スクールバス乗車願」を提出し、協会の会員となる。

(会員証)

1. 協会の会員となった者には、スクールバス会員証が発行される。
2. やむを得ず帰りのスクールバスを変更する時は、必ずスクールバス係教諭から「許可証」を受ける。
3. 会員証を紛失した時は、直ちに再交付を受ける。
4. 会員証の偽装や不正使用は絶対にしない。

(乗 降)

1. 指定した乗降場所・号車以外は原則として認めない。

(乗降場所までの交通手段)

1. 自転車を利用する時は、交通に関する規定の自転車通学に準ずる。
2. 自転車を乗降場所付近に駐輪する場合は、必ず前もって各人が土地の所有者等に許可を受けること。また、必要な事項については学校に届け出る。

(スクールバス内での遵守事項)

1. 指導教諭、運転手の指示に従う。
2. スクールバス内では絶対に飲食しない。
3. スクールバスの窓から手・顔を出さない。
4. スクールバス内の座席シート・カバーを汚損・破損しない。
5. スクールバス乗車中は静かにする。
6. スクールバス乗車時は、靴の泥をよく落として乗車する。
7. スクールバス乗降時にはあいさつをきちんとする。
8. スクールバス内にゴミを散らかさない。
9. スクールバス到着後、速やかに乗車して登校する。

(乗車停止)

1. 次の事項に該当する場合はスクールバスの乗車を停止する。

- ①本規定の諸事項に従わない場合
- ②スクールバス会費を3ヶ月滞納した場合

(改正・平成26年4月8日)

よりよい学校生活を送るために

～あなたが守るべきこと～

万場高校に在籍するみなさんには、次に掲げる「権利」があります。そして私たち教職員はあなたの持つその権利を守り、誰にとっても居心地の良い学校にしたいと思っています。しかし、それは全員の自覚と良識ある行動がなければ実現することはできません。あなたに「権利」が与えられているのと同様に、他の人たちにも同じ権利があり、あなたが尊重されるのと同様に、他の人たちも尊重されるべきものです。この共通理解の下に、安全で快適な学校を保つ責任があることを、学校のメンバー全員で自覚しましょう。

すべての生徒は、安全な学校生活を送り、尊重される権利をもっています。

すべての生徒は、快適な環境で学習する権利をもっています。

すべての生徒は、自分の意見を表明する権利をもっています。

これらの権利を尊重するために、以下の事柄についてルールを守る「義務」があります。

1 他人の尊厳を侵す行為

①暴力をふるってはいけません

どんなに腹が立っても暴力に頼ってはいけません。これには暴力を予告する言動も含まれます。

【例】暴力をふるい、相手を傷つける

相手の嫌がることを強要する

暴力を予告したり、ほのめかしたりする

②暴言や差別的なことを言ってはいけません

直接的な暴力でなくても、相手の心を傷つけるようなことを言ってはいけません。たとえそれが本人に対してでなくても同じです。

【例】ひどい言葉を使って相手をののしる

人種や性、出身や家庭環境などに対する差別的な言葉を言う

人種や性、出身や家庭環境などに対する差別的な行動をする

仲間はずれや無視をする

悪口を言いふらしたり何かに書き記したりする

恥ずかしいことを言わせたりさせたりする

③金品を奪ってはいけません

他人のお金や物を勝手に自分の物にすることは許されません。それは金額や量・回数の多さや少なさにかかわらず、許されるものではありません。

【例】盗む

借りたものやお金を返さない

だましたりおどしたりして持ってこさせる

④全体に対して脅威を与える行為をしてはいけません

携帯電話やインターネットを経由して、学校や他の生徒に対する脅威を与える行為は許されません。それは手紙や電話などによる方法でも同じです。

【例】悪質な行為を様々な方法で予告するネット上の掲示板などで学校や個人を威嚇したり中傷したりする

2 法律に触れる行為

①酒類、たばこ・喫煙具の所持・使用の禁止

未成年者の酒類、たばこ・喫煙具の使用は禁じられています。たとえ自分が使用しないとしても、持っているだけでも同様です。

②違法薬物、類似薬物の所持・使用の禁止

違法薬物・類似薬物の所持、売買および使用は、ただちに警察に通報します。

③凶器、またはそれに類する物品の所持・使用の禁止

たとえあなたがそれを「他人を傷つける目的」でなかったとしても、それらを所持・使用することは許されません。

3 学習環境を妨害する行為

①授業を妨害してはいけません

あなたが授業を受ける権利を持っているのと同様に、他の人たちにもその権利があります。すべての生徒の学習権と時間を大切に、授業のルールを守る義務があります。

【例】正当な理由もなく先生の指導・指示に従わない

授業を抜け出す

話し続ける

携帯電話やゲーム機・音楽プレーヤーなどを使用する

②授業を粗末にしてはいけません

規則的に授業を受けることが学業を達成するための最も大切なことです。「我慢する」ことを身につけることも大切です。

【例】正当な理由もなく欠席・遅刻する

居眠りを続ける、繰り返す

無断で校外へ出る・帰ってしまう

③不正行為をしてはいけません

公正さを学ぶことが社会人としての第一歩です。

【例】考査中のカンニング

宿題や課題などを他人にやらせる

④学校の物品や環境に損害を与える行為をしてはいけません

公共のものを大切にすることは、社会生活の基本です。

【例】ドアやロッカーなどを壊す

机や壁などに落書きをする

ゴミを指定された場所に処理しない

教材や設備にいたづらをする

※問題行動の幫助、傍観

上記のような行為を自分自身が直接していなくても、その行為に加担したり、手助けしたり、または、見ている何も注意しなかったり、止めなかったりする行為も、許されません。

学校庶務規定

証明書について

1. 証明書類の交付の申込とその受領

- (1) 諸証明書類は3時間目の休み時間までに事務室窓口にて申込み、放課後受領すること。
- (2) 在学、通学、学割等の交付を受けるときは身分証明書を必ず提出すること。

2. 身分証明書について

- (1) 注意事項はよく読んで遵守すること。
- (2) 紛失しないよう十分注意すること。

3. 通学証明書の交付について

- (1) 定期乗車券の切れる1週間前に申込みすること。
- (2) 通学証明書の有効期間は発行日から1ヶ月以内である。

4. 学割証について（旅客運賃割引証）

- (1) 学割交付願を事務室に提出し申込みすること。
- (2) 不正な使用は絶対にしないこと。
- (3) 裏面の注意事項はよく読んで使用すること。
- (4) 有効期間は発行の日から3ヶ月である。

会計について

1. 諸費の納入について（全員）

- (1) 振替日は4月から9月までの毎月16日（4月は別の日）とする。
- (2) 期日に振替できなかった場合は事務室窓口へ納入する。

2. スクールバス会費の納入について（該当者）

- (1) 振替日は毎月18日（4月は別の日）とする。
- (2) 期日に振替できなかった場合は事務室窓口へ納入する。
- (3) 3ヶ月滞納するとスクールバスへの乗車を停止する。

定期試験の注意事項

- ① 座席は廊下側より出席番号順に並ぶ。
- ② 机の中に教科書・ノート等を入れておかない。机の中は空にする。
- ③ 筆記用具等の物品の貸し借りをしない。
- ④ 下敷は使用しない。
- ⑤ 質問がある場合には手をあげる。
- ⑥ 試験は時間いっぱい受ける。
- ⑦ 不正行為は絶対しない。
(不正行為があった場合は、直ちに試験を中止させるとともに、その科目は0点とする)
- ⑧ 携帯電話は電源を切って、貴重品ロッカーの中に入れる。
- ⑨ カバンは所定の場所へ置いておく。(教室の後側)
- ⑩ 自習の時間については静かに、自分の席で勉強に取り組む。